二　昭和五十六年郵政省告示第九百六十八号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

三　昭和五十八年郵政省告示第九百八十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項から六の項までを削る。

四　昭和五十九年郵政省告示第九百五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

五　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

六　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五三の項を次のように改める。

五三	削除

七　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項及び九の項を次のように改める。

八	削除
九	削除

八　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三一の項を次のように改める。

三一	削除

九　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項及び一一の項を次のように改める。

一〇	削除
一一	削除

第二項の表一二の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表一五の項を次のように改める。

一五	削除

第二項の表一六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十　平成十年郵政省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

十一　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

十二　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第一項の表四〇の項から四七の項までを削る。

十三　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項及び九の項を次のように改める。

八	削除
九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十四　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第一項の表二五の項を次のように改める。

二五	削除

第一項の表四〇の項を次のように改める。

四〇	削除

第二項の表二六の項から三〇の項までを削る。

十五　平成十三年総務省告示第七百十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表二の項及び三の項を次のように改める。

二	削除
三	削除